期日前投票所の増設及び
投票区・投票所の見直しについて

（案）

平成２９年〇月

豊川市選挙管理委員会

目　次

１　期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しの趣旨・・・１
２　期日前投票所
(1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
(2) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
(3) 増設の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(4) 増設する施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(5) 増設による影響と期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・７
(6) 期日前投票所位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
３　投票区及び投票所
(1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
(2) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(3) 見直しの基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
(4) 見直しとなる投票区・投票所・・・・・・・・・・・・・・・・１６
(5) 見直しによる影響と期待される効果・・・・・・・・・・・・・１７
(6) 投票区の変更箇所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
(7) 投票所位置図及び区割り図・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
(8) 投票区・投票所の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
４　期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しへの対応・・２４

１　期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しの趣旨

近年、全国的に選挙の投票率は低い傾向が続いており、豊川市においても各選挙における過去３回の投票率の推移から、平成２８年に執行された参議院議員通常選挙以外は投票率が下がっています。

特に若者の選挙離れや政治への無関心がよく話題になります。そのような中、平成２８年６月に選挙権年齢を１８歳以上に引き下げる公職選挙法の改正が施行されました。このことによって、若者の意見や考えが政治に届きやすくなり、若者の政治への参加が高まることが期待されています。

投票率が低下傾向にあるため、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは重要な課題です。また、共通投票所制度の創設や期日前投票の投票時間の弾力化など公職選挙法等の改正があり、選挙を取り巻く環境が変化しています。

こうした状況から豊川市選挙管理委員会として、投票環境の整備と投票率の向上を図るため、期日前投票所及び投票区・投票所の現状と課題の整理を行い、必要に応じた見直しを行うものです。

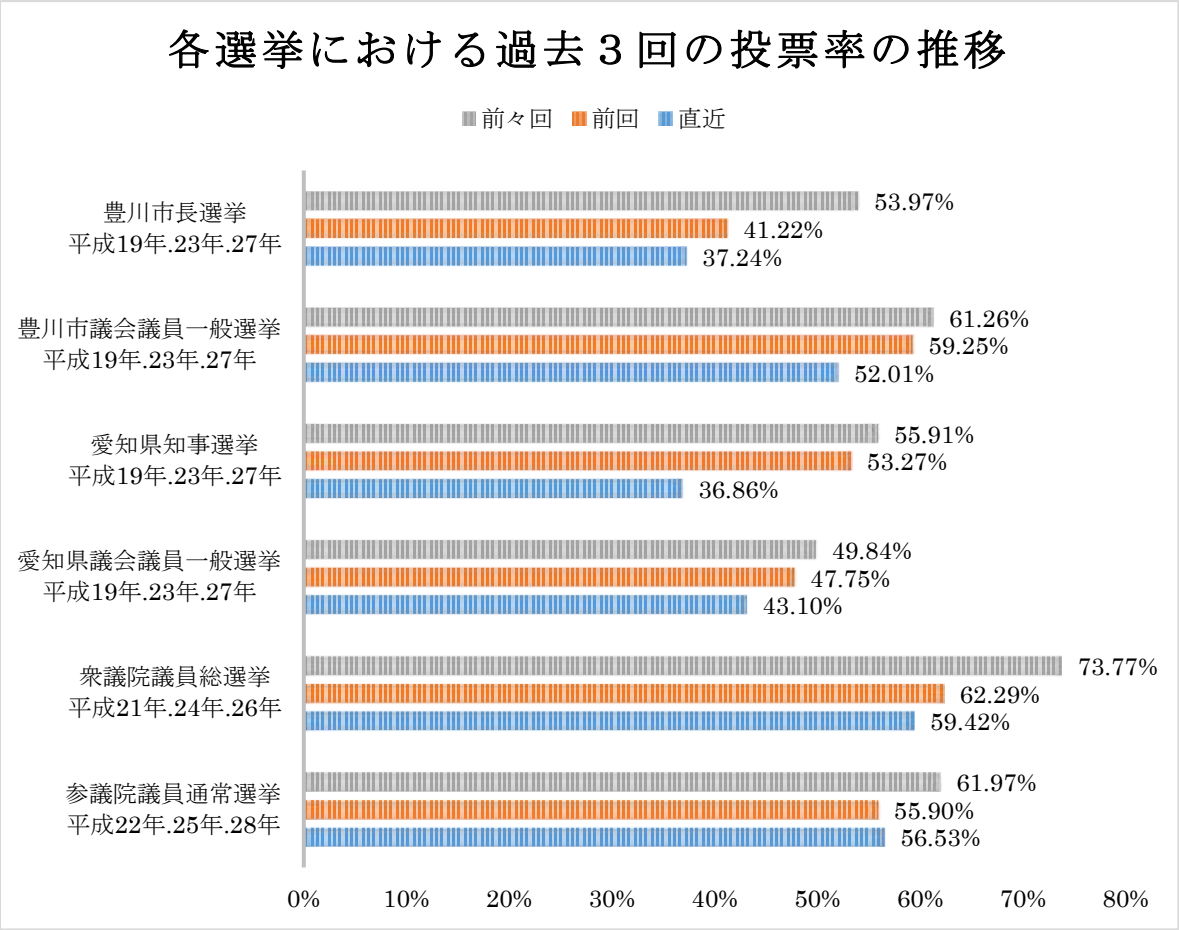

２　期日前投票所

(1)　現状と課題

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができる仕組みです。

期日前投票は、平成１５年に、それまでの不在者投票に比べて手続が簡素な投票制度として導入され、期日前投票制度の対象となるのは、選挙期日に仕事や用務があると見込まれる有権者となっています。

現在、豊川市における期日前投票所は、豊川市役所１箇所であり、投票できる時間は午前８時３０分から午後８時までとなっています。期日前投票制度の利用実績として、直近３回の各選挙における投票者数に占める期日前投票の割合及び投票率については、下図のとおりです。

課題として、各中学校区における期日前投票の割合を比較すると、各選挙において最も高い中学校区と低い中学校区の差が１２ポイント以上あるほか、西部、一宮、音羽、御津及び小坂井の各中学校区では、毎回、期日前投票の割合が全体を下回っていることが挙げられます。

そのため、有権者が投票しやすい環境を市内全域に整備し、投票率の向上を図っていくには、本市における課題の解消に向け検討する必要があります。

【平成 27 年 4 月 26 日執行の豊川市議会議員一般選挙の状況】

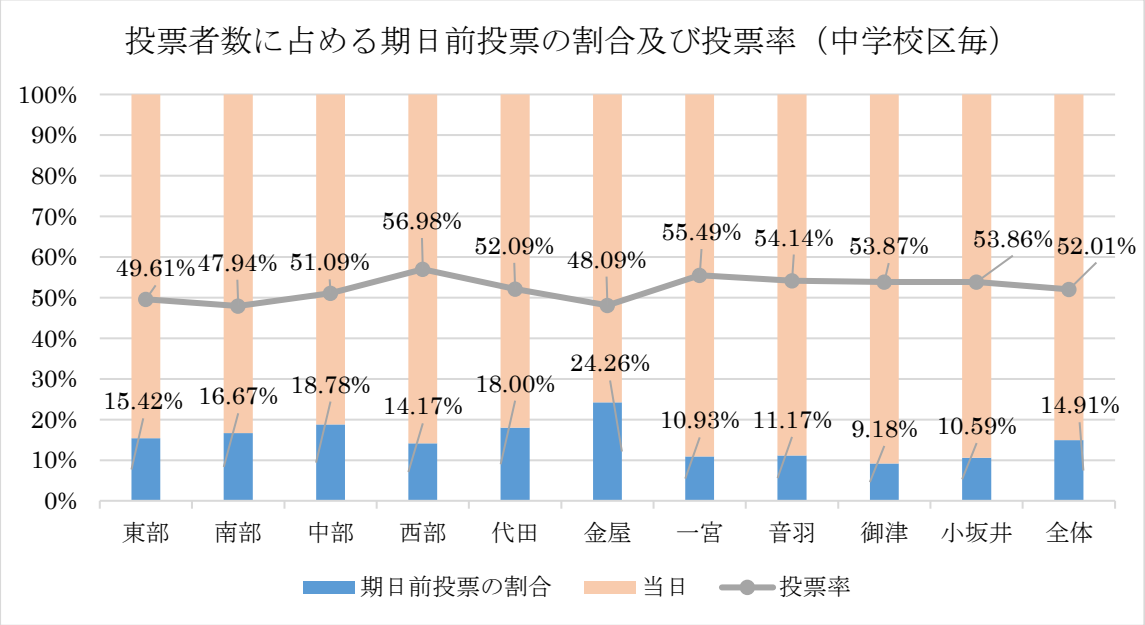

※ 期日前投票の割合は 14.91%、最も高い地区と低い地区との差は 15.08 ポイント。

【平成 27 年 10 月 4 日執行の豊川市長選挙の状況】

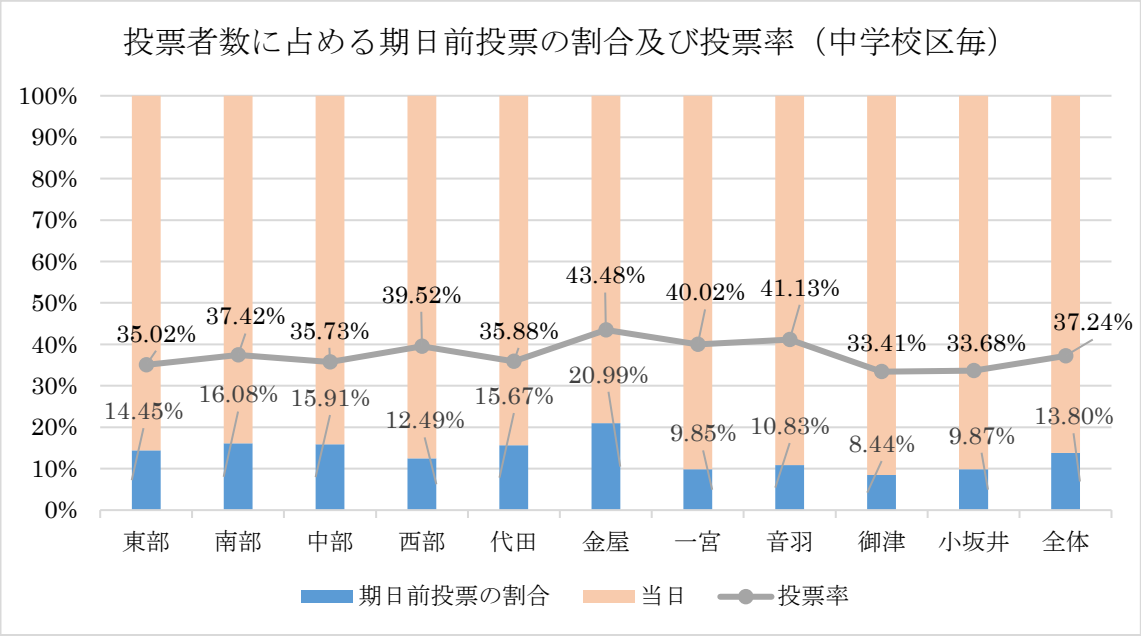

※ 期日前投票の割合は 13.80%、最も高い地区と低い地区との差は 12.55 ポイント。

【平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙の状況】

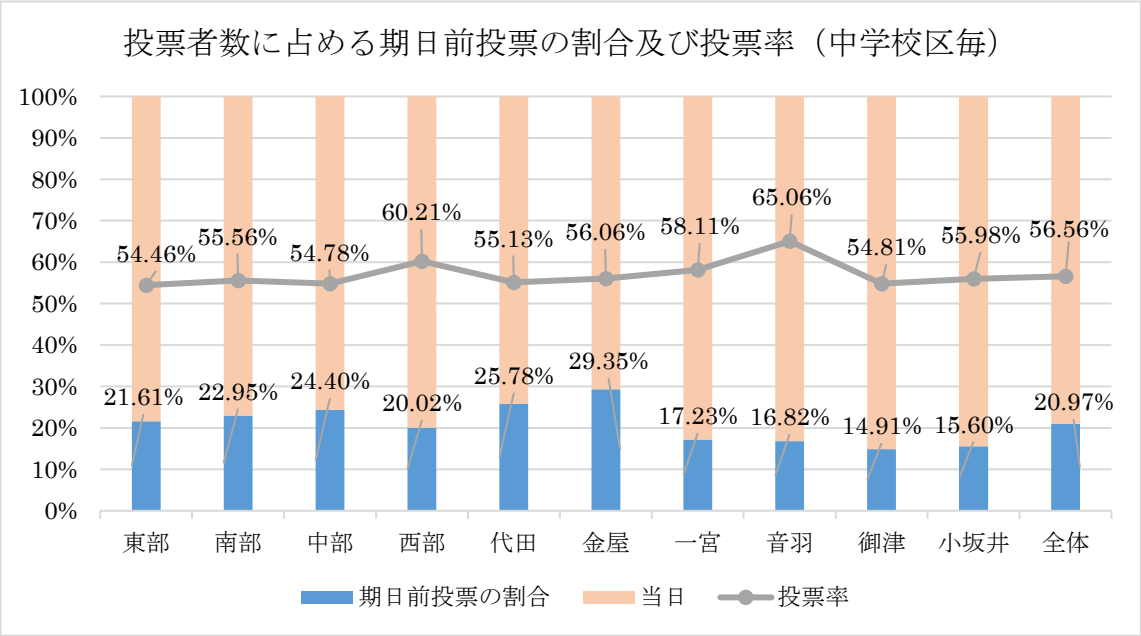

※ 期日前投票の割合は 20.97%、最も高い地区と低い地区との差は 14.44 ポイント。

(2) 基本的な考え方

期日前投票所の設置に関し、公職選挙法第４８条の２第７項では、「期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。

豊川市の場合、市内には各地区が密接に連絡する幹線道路網も整備されていることや、豊川市役所の期日前投票所１箇所で容量的に期日前投票者への対応が十分可能であることから、市域のほぼ中央にある豊川市役所に設置してきました。

国政選挙、地方選挙ともに投票率が低下傾向にあるなかで、投票者のうち期日前投票の割合が増加しており、期日前投票制度が有権者に浸透している状況となっています。

そのため、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図っていくには、期日前投票制度を取り巻く現状と課題を踏まえ、期日前投票の割合の明らかに低い中学校区に期日前投票所の増設を行います。増設する期日前投票所は、限定的な設置日数及び開閉時間から始めますが、増設後の有権者の投票状況などを勘案して設置日数及び開閉時間を見直していきます。

期日前投票所の増設にあたり、選挙は最も重要な政治参加の機会であることを念頭に、選挙を公平かつ適正に執行し、有権者の利便性、サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

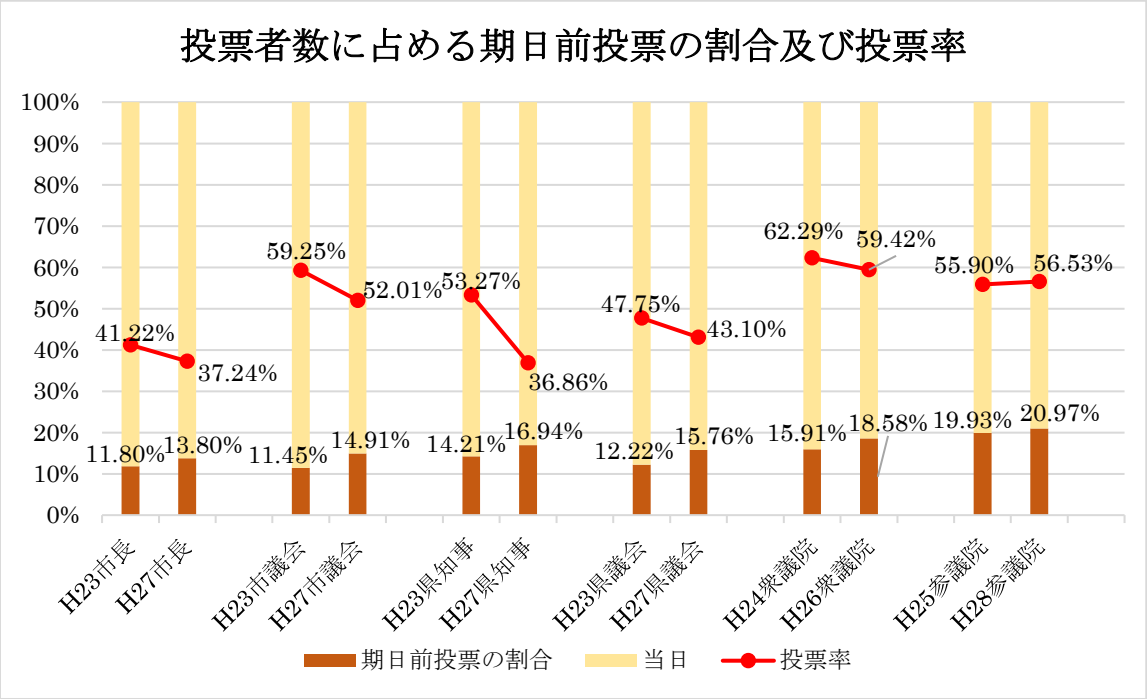

また、総務省では各選挙管理委員会に対して、駅構内やショッピングセンター等への期日前投票所の設置や期日前投票の投票時間の弾力的な設定について積極的な検討を求めています。

駅構内やショッピングセンター等への設置は、頻繁に人の往来がある施設に期日前投票所を設置することにより、投票率の向上や多くの有権者の目に触れること自体が一定の啓発効果があるものと考えられています。

投票時間の弾力的な設定は、期日前投票の更なる利便性の向上に資するため、通常の開閉時間が午前８時３０分から午後８時までとなっているところを、開始時間の２時間以内の繰上げや終了時間の２時間以内の繰下げを行うものです。

【平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙の状況　全国 5,299 箇所】

期日前投票所の設置状況		全体に占める割合
公共施設等	5,028 箇所	94.88%
ショッピングセンター等	162 箇所	3.06%
大学等	98 箇所	1.85%
駅構内	11 箇所	0.21%
投票時間の弾力的な設定状況		全体に占める割合
未設定（８：３０～２０：００）	5,226 箇所	98.62%
開始時刻の繰上げ	10 箇所	0.19%
閉鎖時刻の繰下げ	35 箇所	0.66%
繰上げ繰下げ両方	28 箇所	0.53%

駅構内やショッピングセンター等への設置に関する課題と考えられるものとしては、二重投票防止のためのネットワークの構築、投票所スペースの安定的な確保、投票の秘密等を確保するためのスペースの確保、投票箱・投票用紙の保管場所の確保、事務従事者等の確保及び投票所の混雑などが挙げられます。

投票時間の弾力的な設定では、各期日前投票所の立地や利用状況等を踏まえ、期日前投票所を増設した後、複数個所となった期日前投票所において、有権者に混乱が生じないよう慎重に検討する必要があります。

まずは、期日前投票の割合の明らかに低い中学校区に期日前投票所を増設し、速やかに期日前投票所の安定した運営を行います。その後、有権者への期日前投票の浸透状況を見極めながら新たな課題の整理を行い、有権者にとって利便性の高い場所への設置と投票時間の弾力的な設定を検討していきます。

(3) 増設の基準

ア　増設の基準

(ア) 一宮、音羽、御津及び小坂井の各中学校区に、期日前投票所を新たに設置します。

(イ) 新たに設置する地区の期日前投票所の設置期間は、選挙期日前３日間とします。

(ウ) 新たに設置する地区の期日前投票所の開閉時間は、午前９時から午後５時までとします。

(エ) 新たに設置する地区の期日前投票所の設置場所は、各地区内にある公共施設とします。

イ　増設の理由

期日前投票の投票者数の増加への対応、投票環境の向上を図る有効な選択肢として、期日前投票所を最大限活用し各中学校区における期日前投票の割合の平準化を図るため、期日前投票の割合の明らかに低い中学校区に設置するものです。

ウ　実施時期

平成３１年２月執行予定の愛知県知事選挙からとします。

エ　その他

豊川市役所に設置する期日前投票所は、これまでどおり期日前投票期間の全日、午前８時３０分から午後８時まで設置します。

今後において期日前投票所は、有権者の投票状況に応じて、設置期間及び開閉時間の見直しを行います。

(4) 増設する施設

新たに設置する期日前投票所は、有権者の利便性に配慮し、公共施設の立地、部屋の広さ、駐車場等の条件において期日前投票所として適当である次の施設とします。

【新たに期日前投票所となる予定施設】

中学校区	投票所名	所在地
一宮	一宮生涯学習会館	上長山町小南口原 1 の 500 番地
音羽	音羽生涯学習会館	赤坂町西裏 47 番地 1
御津	御津生涯学習会館	御津町西方日暮 30 番地
小坂井	小坂井生涯学習会館	宿町光道寺 40 番地

(5) 増設による影響と期待される効果

ア　増設による影響

（ア）投票管理者、投票立会人及び事務従事者の人件費

新たに設置する期日前投票所は、１箇所１日あたり投票管理者１名、投票立会人２名及び事務従事者７名の計１０名が従事するため、４箇所増設により１日あたり４０名が必要となります。

そのため、３日間で延べ１２０名の従事者を配置することになり、それに伴う人件費が発生します。

（イ）施設等整備費

新たに設置する期日前投票所の施設等整備として、期日前投票システムの導入や受付用ノートパソコン等の備品が必要となるほか、市内５箇所の期日前投票所をつなぐネットワークのための経費が必要となります。

有権者は、この施設等整備により、市内５箇所の期日前投票所のうち、どこでも希望する期日前投票所で投票することができるようになります。

イ　期待される効果

（ア）投票環境の向上

国政選挙、地方選挙を通じて投票率が低下傾向にあるなか、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、重要な課題です。

そのため、新たに期日前投票所を４箇所増設することで、有権者に有効な投票機会を提供することが可能となり、投票環境の向上につながるものです。

（イ）投票率の向上

有権者の中には、政治や選挙に関心があっても便利な場所に期日前投票所が設置されていないために、結局投票に行けなかったという有権者も存在すると考えられます。

平成２８年７月に執行された参議院議員通常選挙から選挙権年齢が１８歳以上に引き下げられたこともあり、より身近な地域に期日前投票所を設けることは、投票率の向上につながるものと考えられます。

そのため、新たに期日前投票所を設置することにより、投票率の向上が期待されます。

（6）期日前投票所位置図

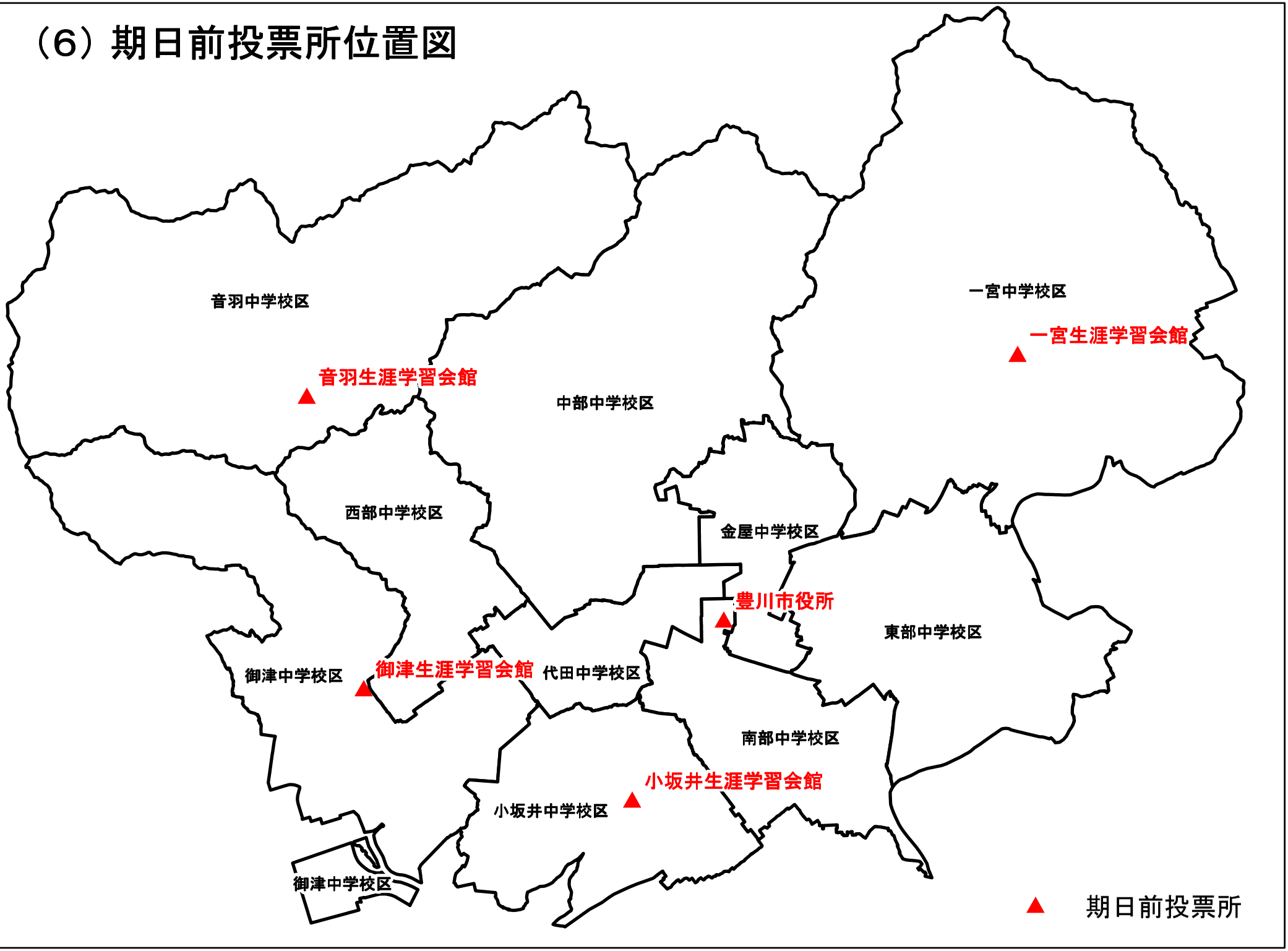
音羽中学校区
音羽生涯学習会館
中部中学校区
一宮中学校区
一宮生涯学習会館
西部中学校区
金屋中学校区
豊川市役所
東部中学校区
御津中学校区
御津生涯学習会館
代田中学校区
南部中学校区
小坂井生涯学習会館
小坂井中学校区
御津中学校区
期日前投票所

３　投票区及び投票所

(1)　現状と課題

ア　現状

選挙において、選挙期日（投票日）に有権者が投票する場所が投票所であり、その投票所で投票できる区域が投票区となります。

現在、豊川市における投票所は、学校施設、公民館、地区市民館、保育園、生涯学習会館及び民間施設など５９箇所であり、投票できる時間は午前７時から午後８時までとなっています。

平成２８年１２月１日現在の選挙人名簿登録者数は、１４９,４５７人であり、１投票区あたりの平均登録者数は、２,５３３人となっています。また、最も多くの登録者数を有している投票区は５,５６７人、最も少ない投票区は９２６人となっています。

投票所では、投票管理者、投票立会人及び事務従事者により投票所の秩序が維持され、投票に関する事務が行われています。

【有権者数別投票区数】

各投票区の有権者数	箇所数	投票区
1,000 人未満	1	三上
1,000 人以上～2,000 人未満	１８	豊川、牛久保、牛久保北、下郷、千両、国府北、国府、諏訪、中部東、東上、上長山、西原、萩、赤坂台、赤根、篠東、宿、前山
2,000 人以上～3,000 人未満	２７	桜木、古宿、豊川東、金屋、金屋南、下長山、中条、睦美、麻生田、大崎、本野、国府南、御油北、一宮南、一宮、一宮西、大木、赤坂、長沢、佐脇、御馬、西方、広石、小坂井、伊奈東、西小坂井、伊奈
3,000 人以上～4,000 人未満	6	桜木東、三蔵子、八南東、平尾、中部、美園
4,000 人以上～5,000 人未満	4	八南、国府東、桜町、中部南
5,000 人以上	3	豊川北、諏訪西、御油
合　計	５９	

イ　課題

公職選挙法施行令第３２条では、「投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければならない。」と規定されています。

この規定により、投票記載場所については、投票の秘密の確保に注意し、他人の投票を見ること又は投票用紙を交換すること等の不正手段を防ぐことのできる程度に設備をしなければならず、かつ、投票管理者及び投票立会人より見通しうるように適切に配置しなければなりません。また、投票管理者及び投票立会人が投票所内のすべての行為を監視できるような設備が望ましいとされています。そして、投票所の設備が不備な場合には、違法であるとの判例もあり、特に注意が必要です。

例えば、衆議院議員総選挙（小選挙区、比例代表、国民審査）と参議院議員通常選挙（選挙区、比例代表）が同日選挙となった場合は、投票用紙を５回交付することになり、それに応じた投票所の設備をするために、ある程度の投票所としての面積が必要となります。

現在、投票所として使用している施設は、学校施設、公民館、地区市民館、保育園、生涯学習会館及び民間施設など様々であり、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙が同日選挙となった場合において、投票所の面積が狭い施設では投票所の設備が不備になる場合が想定されます。

そのため、投票所として使用する施設の面積は様々ですが、すべての投票所において、あらゆる選挙に対応できるように必要な面積を確保する必要があります。

【平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙における投票所】

番号	投票区	投票所	面積(㎡)	登録者数(人)
1	桜木	桜木小学校屋内運動場	848	2,369
2	桜木東	豊川公民館	136	3,122
3	豊川	豊川小学校屋内運動場	848	1,901
4	古宿	古宿地区市民館	89	2,700

番号	投票区	投票所	面積(㎡)	登録者数(人)
5	豊川東	豊川商工会議所	114	2,517
6	豊川北	豊小学校屋内運動場	848	5,567
7	金屋	金屋地区市民館	85	2,372
8	金屋南	金屋南地区市民館	72	2,424
9	牛久保	牛久保小学校屋内運動場	848	1,707
１０	牛久保北	稲市場公民館	81	1,282
１１	下長山	下長山地区市民館	101	2,962
１２	下郷	下郷地区市民館	85	1,117
１３	中条	中条地区市民館	78	2,793
１４	睦美	睦美地区市民館	90	2,100
１５	麻生田	麻生田地区市民館	98	2,954
１６	三蔵子	三蔵子小学校屋内運動場	848	3,766
１７	大崎	三蔵子地区市民館	112	2,819
１８	本野	本野町公民館	169	2,508
１９	千両	千両小学校屋内運動場	848	1,773
２０	八南東	市田地区市民館	82	3,444
２１	八南	八南公民館	145	4,850
２２	平尾	平尾地区市民館	113	3,005
２３	国府北	国府保育園	142	1,782
２４	国府	国府小学校屋内運動場	872	1,853
２５	国府南	為当保育園	130	2,432
２６	国府東	国府東地区市民館	89	4,100
２７	桜町	桜町地区市民館	82	4,400
２８	諏訪西	代田小学校屋内運動場	848	5,145
２９	諏訪	勤労福祉会館	158	1,628
３０	中部	中部小学校屋内運動場	848	3,402
３１	中部南	光輝町内会集会所	99	4,719
３２	中部東	県営牛久保住宅集会室	66	1,934
３３	三上	三上地区市民館	91	926
３４	御油	新丁区集会所	76	5,078
３５	御油北	御油第二保育園	125	2,418
３６	東上	東上保育園	109	1,369
３７	一宮南	一宮南部小学校屋内運動場	612	2,263

番号	投票区	投票所	面積(㎡)	登録者数(人)
３８	上長山	上長山コミュニティセンター	100	1,600
３９	一宮	農業者トレーニングセンター	1,021	2,619
４０	一宮西	大ブロ会館	144	2,022
４１	大木	大木保育園	160	2,374
４２	西原	一宮西部老人憩の家	69	1,151
４３	赤坂	音羽生涯学習会館	73	2,294
４４	長沢	長沢地区市民館	103	2,085
４５	萩	萩地区市民館	63	1,274
４６	赤坂台	赤坂台保育園	109	1,550
４７	佐脇	構造改善センター下佐脇会館	50	2,381
４８	御馬	御津南部小学校多目的教室	101	2,020
４９	西方	御津生涯学習会館	204	2,596
５０	赤根	あかね児童館	62	1,121
５１	広石	御津北部小学校屋内運動場	114	2,975
５２	小坂井	小坂井集会所	115	2,123
５３	篠東	篠東集会所	88	1,513
５４	宿	宿集会所	69	1,368
５５	伊奈東	小坂井文化センター	156	2,879
５６	前山	前山集会所	98	1,792
５７	西小坂井	西小坂井集会所	58	2,368
５８	美園	美園集会所	157	3,456
５９	伊奈	伊奈集会所	125	2,395

※登録者数は、平成２８年１２月定時登録時の選挙人名簿登録者数です。

(2) 基本的な考え方

ア　国の基準

(ア) 投票における選挙人の利便を図り、あわせて投票管理事務の合理化を促進するため、投票区の地形及び交通の利便等地域の特性を考慮すること。

(イ) 遠距離地区（投票所から選挙人の住所までの道程が３キロメートル以上ある地区）を含む投票区にあっては、当該投票区の分割、再編成等の措置により遠距離地区の解消に努めること。

(ウ) 過大投票区（１投票区の選挙人の数がおおむね３,０００人を超えるもの）にあっては、おおむね３,０００人を限度として投票区の分割を行い投票区の規模の適正化を図ること。

(エ) (イ)、(ウ)に該当しないものであっても、例えば投票所から選挙人の住所までの道程が２キロメートル以上であって、かつ１投票区の選挙人の数が２,０００人を超える投票区等については、再検討を行い、投票区の増設に努めること。

イ　基本的な考え方

(ア) 投票所の設置にあたっては、高齢者や歩行が困難な身体障害者等に配慮し、エレベーター等昇降設備のない２階以上の部屋に設けることは避けます。

(イ) バリアフリー化されていない施設においては、簡易スロープなどを利用し、投票しやすい環境を整えます。

(ウ) 投票所を設置する場合は、有権者の利便性向上の観点から、有権者が利用できる駐車場の確保について配慮に努めます。

(エ) 投票所内の設備の配置等については、有権者にわかりやすくするため、順路の明示などを行い、視覚障害者や歩行が困難な身体障害者の誘導等について、十分な配慮を行います。

(オ) 投票所に入ることができる子どもの範囲が幼児から１８歳未満の者に拡大されたため、十分なスペースの確保や有権者の動線と区分された場所の確保などについて配慮を行います。

(カ) 衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙が同日選挙となった場合でも、投票の秘密の確保に注意し、他人の投票を見ること又は投票用紙を交換すること等の不正手段を防ぐことのできる程度の設備の確保について配慮を行います。

（キ）この投票区・投票所の見直しは、公職選挙法等の改正による投票環境の大きな変化や投票所となる施設の確保ができないなどの要因がなければ相当の期間維持することとします。

（ク）共通投票所の設置について、総務省では各選挙管理委員会に対して、有権者の投票環境の向上につながるものであることから積極的な対応を求めています。

共通投票所は、平成２８年４月に共通投票所の設置を可能とする公職選挙法の改正が行われ、平成２８年７月１０日執行の参議院議員通常選挙から、選挙期日当日に既存の投票区の投票所とは別に、市の区域内のいずれの投票区に属する有権者も投票できる共通投票所を設置することが可能となりました。

【平成 28 年 7 月 10 日執行の参議院議員通常選挙の状況　全国 4 団体】

	北海道 函館市	青森県 平川市	長野県 高森町	熊本県 南阿蘇村
選挙当日有権者数	232,352 人	27,728 人	10,739 人	10,005 人
投票者数	122,911 人	15,533 人	7,437 人	5,437 人
うち選挙当日の投票者数	82,548 人	9,934 人	4,420 人	2,375 人
うち共通投票所の投票者数	1,048 人	1,705 人	387 人	103 人
設置場所	商業施設 ２箇所	商業施設 １箇所	商業施設 １箇所	庁舎 ３箇所

共通投票所の設置に関する課題と考えられるものとしては、二重投票を防止する観点から投票済み情報を共有する必要があり、そのためのオンラインシステムのセキュリティ水準の確保や構築に要する費用などが挙げられます。

現在使用している選挙システムは、平成２６年度に導入したものであり、各投票所間でネットワークを結び二重投票を防止する機能を備えていません。また、投票所のなかには、民間施設を借用している施設もあり、各投票所間を結ぶネットワークの整備にはセキュリティ水準の確保等の課題を解消する必要があります。

そのため、選挙期日当日において、有権者なら誰でも利用できる共通投票所の設置については、選挙システムの整備等の状況を踏まえながら導入を検討していきます。

(3) 見直しの基準

ア　見直しの基準

（ア）国政選挙及び地方選挙を問わず、投票の秘密の確保に注意し、他人の投票を見ること又は投票用紙を交換すること等の不正手段を防ぐことのできる程度の設備を確保するため、投票所の面積は、原則として９０㎡以上とします。

基準とする面積の根拠は、豊川市役所における期日前投票所の面積９０㎡とします。

（イ）投票区内の最長距離が１キロメートル未満で有権者が２,０００人未満の投票区について見直しの対象とします。

（ウ）１投票区の有権者は、６,０００人を上限とします。

イ　見直し理由

衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙が同日選挙となった場合においても、投票区及び投票所の基本的な考え方に基づく措置を可能とし、投票環境の平準化及び投票事務を適正に管理執行するため、投票区・投票所の見直しを行うものです。

ウ　実施時期

平成３１年２月執行予定の愛知県知事選挙からとします。

エ　その他

（ア）投票区の名称は、実施時期までにすべての投票区において見直すものとします。

（イ）投票区・投票所の見直しに伴い、町内会の属する小学校区を越えている投票区について、見直しの基準にかかわらず検討するものとします。

（ウ）投票所は、原則として選挙の種類にかかわらず同じ施設を使用しますが、施設修繕工事など管理上の理由により使用できない場合に他の施設を使用するものとします。

(4) 見直しとなる投票区・投票所

ア　投票所の面積による投票区・投票所の見直し

見直し前		見直し後	
投票区	投票所	投票区	投票所
古宿	古宿地区市民館	豊川・古宿	豊川小学校屋内運動場
金屋	金屋地区市民館	金屋・金屋南	金屋小学校屋内運動場
金屋南	金屋南地区市民館		
牛久保北	稲市場公民館	牛久保・牛久保北	牛久保小学校屋内運動場
下郷	下郷地区市民館	下郷・中条	天王小学校屋内運動場
中条	中条地区市民館		
睦美	睦美地区市民館	睦美・三上	東部小学校屋内運動場
三上	三上地区市民館		
中部東	県営牛久保住宅集会室	中部・中部東	中部小学校屋内運動場
西原	一宮西部老人憩の家	大木・西原	大木保育園
佐脇	構造改善センター下佐脇会館	御馬・佐脇	御津南部小学校多目的教室
赤根	あかね児童館	西方・赤根	御津生涯学習会館
小坂井	小坂井集会所	小坂井・篠東・宿	小坂井生涯学習会館
篠東	篠東集会所		
宿	宿集会所		
西小坂井	西小坂井集会所	前山・西小坂井	小坂井西小学校屋内運動場

イ　投票所の面積による投票所の見直し

見直し前		見直し後	
投票区	投票所	投票区	投票所
桜町	桜町地区市民館	桜町	桜町小学校屋内運動場
御油	新丁区集会所	御油	御油小学校屋内運動場
萩	萩地区市民館	萩	萩小学校屋内運動場

ウ　投票区内の最長距離が１キロメートル未満で有権者が２,０００人未満の投票区

見直し前		見直し後	
投票区	投票所	投票区	投票所
国府北	国府保育園	国府北・国府	国府小学校屋内運動場
国府	国府小学校屋内運動場		
赤坂台	赤坂台保育園	赤坂・赤坂台	音羽生涯学習会館
前山	前山集会所	前山・西小坂井	小坂井西小学校屋内運動場

(5) 見直しによる影響と期待される効果

ア　見直しによる影響

今回の見直しの場合、投票所が５９箇所から４５箇所へ減少することになるため、見直しの対象となる地区の有権者のなかには投票所までの距離が遠くなる場合があり、また、各投票区の有権者数が増加することになります。

その他、投票区の見直しはないものの投票所が見直しとなる投票区もあることから、有権者に対して投票所変更の周知を充分に図る必要があります。

イ　期待される効果

(ア) 投票環境の向上

国政選挙、地方選挙を通じて投票率が低下傾向にあるなか、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは、重要な課題です。今回の投票区及び投票所の基本的な考え方に基づき、駐車場の確保、視覚障害者や歩行が困難な身体障害者の誘導等についての配慮、投票所に入ることができる子どもの範囲拡大による十分なスペースの確保、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙が同日選挙となった場合の対応が可能となり、投票環境の向上につながるものです。

(イ) 投票管理者及び投票立会人等の減少による経費削減

選挙ごとに、１投票区あたり投票管理者１名、投票立会人２名及び事務従事者（職員３名、臨時職員２人から５人）が必要となります。今回の見直しにより、投票管理者１４名、投票立会人２８名及び事務従事者（国政選挙の場合は７７名、地方選挙の場合は６３名）に係る人件費が削減されることになります。

(ウ) ポスター掲示場の減少による経費削減

ポスター掲示場の設置数は、公職選挙法施行令第１１１条の規定に基づき、投票区ごとの有権者数と面積により算出されます。今回の見直しにより、現在の４３２箇所から９３箇所減少し、３３９箇所になる予定です。これらに伴いポスター掲示板の作製費、掲示場の設置及び撤去費、立候補者のポスター作成に係る公費負担金などが削減されることになります。

（６）投票区・投票所の変更箇所一覧

見直し前			見直し後		
投票区番号	投票区（投票所）	有権者数（人）	投票区番号	投票区（投票所）	有権者数（人）
3	豊川投票区（豊川小学校屋内運動場）	1,901	3	豊川・古宿投票区（豊川小学校屋内運動場）	4,601
4	古宿投票区（古宿地区市民館）	2,700			
7	金屋投票区（金屋地区市民館）	2,372	6	金屋・金屋南投票区（金屋小学校屋内運動場）	4,796
8	金屋南投票区（金屋南地区市民館）	2,424			
9	牛久保投票区（牛久保小学校屋内運動場）	1,707	7	牛久保・牛久保北投票区（牛久保小学校屋内運動場）	2,989
10	牛久保北投票区（稲市場公民館）	1,282			
12	下郷投票区（下郷地区市民館）	1,117	9	下郷・中条投票区（天王小学校屋内運動場）	3,910
13	中条投票区（中条地区市民館）	2,793			
14	睦美投票区（睦美地区市民館）	2,100	10	睦美・三上投票区（東部小学校屋内運動場）	3,026
33	三上投票区（三上地区市民館）	926			
23	国府北投票区（国府保育園）	1,782	19	国府北・国府投票区（国府小学校屋内運動場）	3,635
24	国府投票区（国府小学校屋内運動場）	1,853			
27	桜町投票区（桜町地区市民館）	4,400	22	桜町投票区（桜町小学校屋内運動場）	4,400
30	中部投票区（中部小学校屋内運動場）	3,402	25	中部・中部東投票区（中部小学校屋内運動場）	5,336
32	中部東投票区（県営牛久保住宅集会室）	1,934			
34	御油投票区（新丁区集会所）	5,078	27	御油投票区（御油小学校屋内運動場）	5,078
41	大木投票区（大木保育園）	2,374	34	大木・西原投票区（大木保育園）	3,525
42	西原投票区（一宮西部老人憩の家）	1,151			

見直し前				見直し後		
投票区番号	投票区（投票所）	有権者数（人）		投票区番号	投票区（投票所）	有権者数（人）
43	赤坂投票区（音羽生涯学習会館）	2,294		35	赤坂・赤坂台投票区（音羽生涯学習会館）	3,844
46	赤坂台投票区（赤坂台保育園）	1,550				
45	萩投票区（萩地区市民館）	1,274		37	萩投票区（萩小学校屋内運動場）	1,274
47	佐脇投票区（構造改善センター下佐脇会館）	2,381		38	御馬・佐脇投票区（御津南部小学校多目的教室）	4,401
48	御馬投票区（御津南部小学校多目的教室）	2,020				
49	西方投票区（御津生涯学習会館）	2,596		39	西方・赤根投票区（御津生涯学習会館）	3,717
50	赤根投票区（あかね児童館）	1,121				
52	小坂井投票区（小坂井集会所）	2,123		41	小坂井・篠東・宿投票区（小坂井生涯学習会館）	5,004
53	篠東投票区（篠東集会所）	1,513				
54	宿投票区（宿集会所）	1,368				
56	前山投票区（前山集会所）	1,792		43	前山・西小坂井投票区（小坂井西小学校屋内運動場）	4,160
57	西小坂井投票区（西小坂井集会所）	2,368				

※有権者数は、平成２８年１２月定時登録時の選挙人名簿登録者数です。

（7）投票所位置図及び区割り図

見直し前【59投票区】

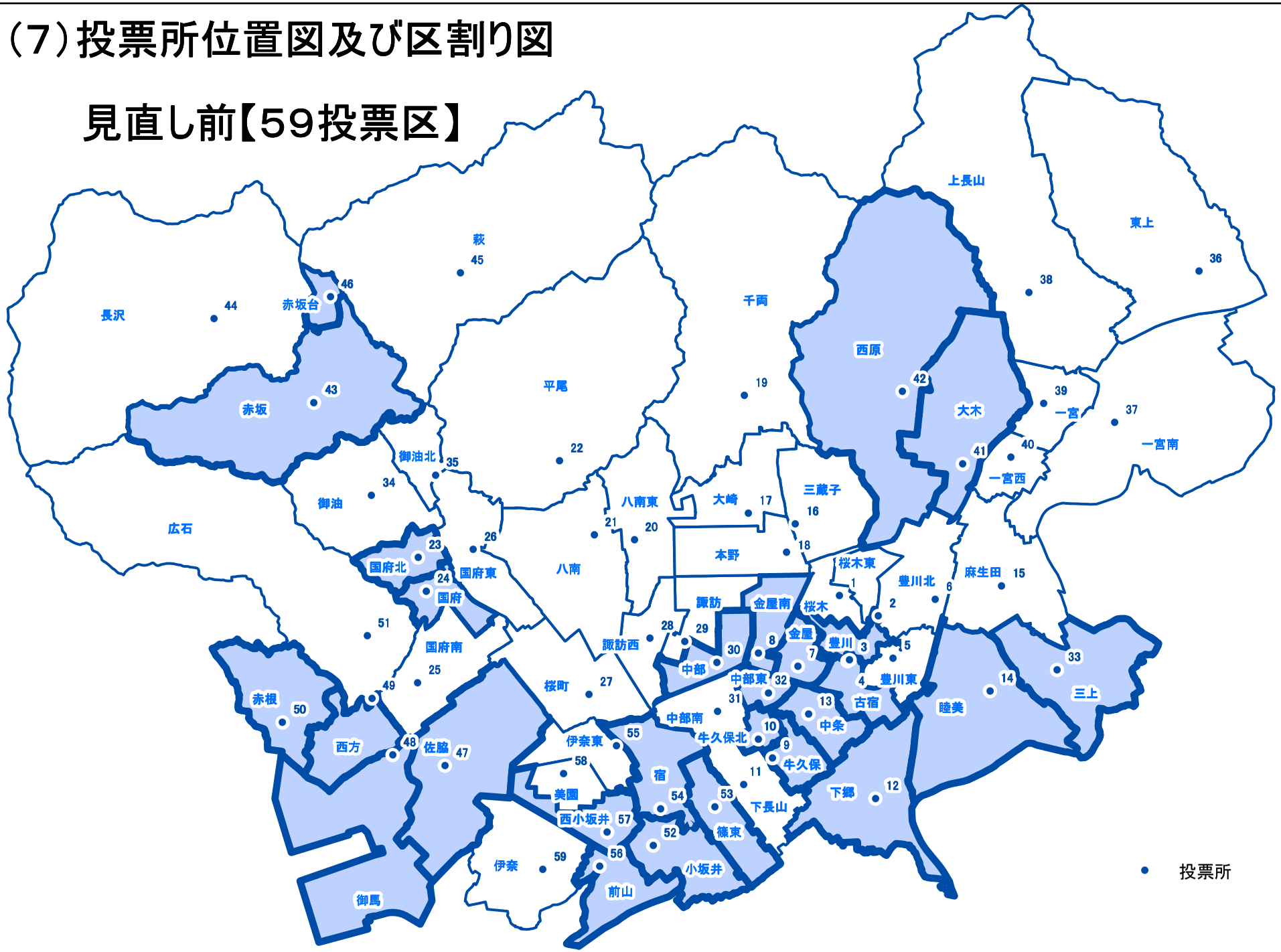

見直し後【45投票区】

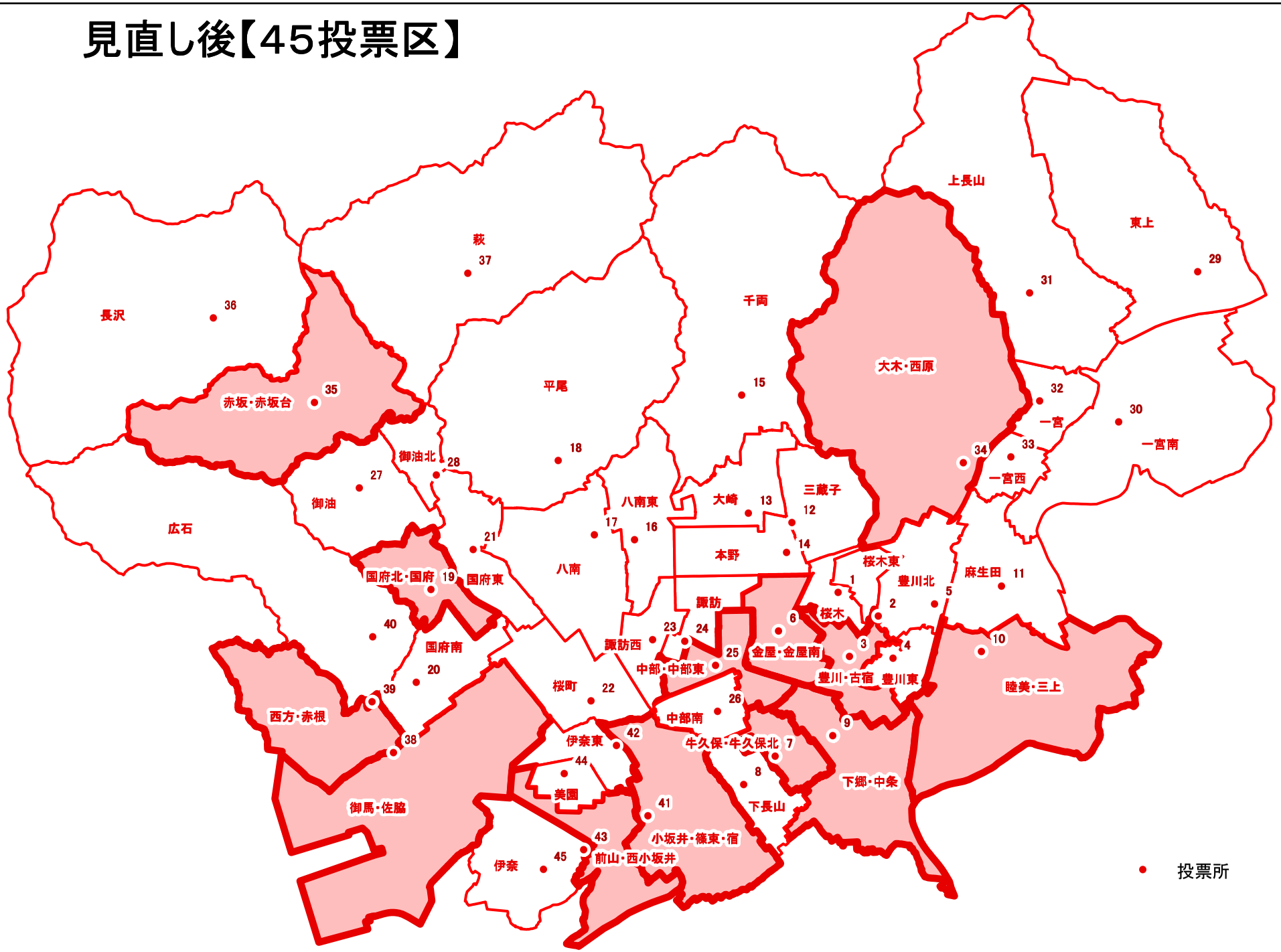
長沢
36
萩
37
上長山
東上
29
31
千両
15
大木・西原
32
30
一宮
一宮南
33
34
一宮西
赤坂・赤坂台
35
平尾
18
御油北
28
27
御油
広石
八南東
17
16
大崎
13
三蔵子
12
14
本野
21
八南
国府北・国府
19
国府東
桜木東
1
豊川北
2
5
麻生田
11
諏訪
6
桜木
40
国府南
20
諏訪西
23
24
25
金屋・金屋南
3
4
10
中部・中部東
豊川・古宿
豊川東
睦美・三上
39
桜町
22
26
西方・赤根
中部南
9
38
伊奈東
42
牛久保・牛久保北
7
44
8
美園
下郷・中条
御馬・佐脇
41
下長山
43
小坂井・篠東・宿
伊奈
45
前山・西小坂井
投票所

（８）投票区・投票所の一覧

見直し前【５９投票区】

番号	投票区	施設名	面積（㎡）	投票区内の最長距離（m）	H28.12月定時登録選挙人名簿登録者数（人）	ポスター掲示場設置数（箇所）
1	桜木	桜木小学校屋内運動場	848	771	2,369	7
2	桜木東	豊川公民館	136	1,054	3,122	7
3	豊川	豊川小学校屋内運動場	848	1,046	1,901	7
4	古宿	古宿地区市民館	89	864	2,700	7
5	豊川東	豊川商工会議所	114	908	2,517	7
6	豊川北	豊小学校屋内運動場	848	1,305	5,567	8
7	金屋	金屋地区市民館	85	673	2,372	7
8	金屋南	金屋南地区市民館	72	1,123	2,424	7
9	牛久保	牛久保小学校屋内運動場	848	670	1,707	7
10	牛久保北	稲市場公民館	81	471	1,282	7
11	下長山	下長山地区市民館	101	751	2,962	7
12	下郷	下郷地区市民館	85	1,453	1,117	7
13	中条	中条地区市民館	78	770	2,793	7
14	睦美	睦美地区市民館	90	1,427	2,100	7
15	麻生田	麻生田地区市民館	98	1,261	2,954	7
16	三蔵子	三蔵子小学校屋内運動場	848	1,087	3,766	7
17	大崎	三蔵子地区市民館	112	1,081	2,819	7
18	本野	本野町公民館	169	649	2,508	7
19	千両	千両小学校屋内運動場	848	2,022	1,773	9
20	八南東	市田地区市民館	82	1,403	3,444	7
21	八南	八南公民館	145	1,643	4,850	7
22	平尾	平尾地区市民館	113	2,538	3,005	9
23	国府北	国府保育園	142	647	1,782	7
24	国府	国府小学校屋内運動場	872	895	1,853	7
25	国府南	為当保育園	130	1,608	2,432	7
26	国府東	国府東地区市民館	89	1,208	4,100	7
27	桜町	桜町地区市民館	82	1,544	4,400	7
28	諏訪西	代田小学校屋内運動場	848	1,179	5,145	8

33

見直し後【４５投票区】

番号	投票区	施設名	面積㎡	投票区内の最長距離（m）	H28.12月定時登録選挙人名簿登録者数	ポスター掲示場設置数（箇所）
1	桜木	桜木小学校屋内運動場	848	771	2,369	7
2	桜木東	豊川公民館	136	1,054	3,122	7
3	豊川・古宿	豊川小学校屋内運動場	848	1,046	4,601	7
4	豊川東	豊川商工会議所	114	908	2,517	7
5	豊川北	豊小学校屋内運動場	848	1,305	5,567	8
6	金屋・金屋南	金屋小学校屋内運動場	848	1,018	4,796	7
7	牛久保・牛久保北	牛久保小学校屋内運動場	848	801	2,989	7
8	下長山	下長山地区市民館	101	751	2,962	7
9	下郷・中条	天王小学校屋内運動場	848	1,885	3,910	7
10	睦美・三上	東部小学校屋内運動場	876	2,423	3,026	8
11	麻生田	麻生田地区市民館	98	1,261	2,954	7
12	三蔵子	三蔵子小学校屋内運動場	848	1,087	3,766	7
13	大崎	三蔵子地区市民館	112	1,081	2,819	7
14	本野	本野町公民館	169	649	2,508	7
15	千両	千両小学校屋内運動場	848	2,022	1,773	9
16	八南東	市田地区市民館	82	1,403	3,444	7
17	八南	八南公民館	145	1,643	4,850	7
18	平尾	平尾地区市民館	113	2,538	3,005	9
19	国府北・国府	国府小学校屋内運動場	872	895	3,635	7
20	国府南	為当保育園	130	1,608	2,432	7
21	国府東	国府東地区市民館	89	1,208	4,100	7
22	桜町	桜町小学校屋内運動場	848	1,635	4,400	7
23	諏訪西	代田小学校屋内運動場	848	1,179	5,145	8

見直し前【５９投票区】

番号	投票区	施設名	面積（㎡）	投票区内の最長距離（m）	H28.12月定時登録選挙人名簿登録者数（人）	ポスター掲示場設置数（箇所）
29	諏訪	勤労福祉会館	158	406	1,628	7
30	中部	中部小学校屋内運動場	848	884	3,402	7
31	中部南	光輝町内会集会所	99	929	4,719	7
32	中部東	県営牛久保住宅集会室	66	521	1,934	7
33	三上	三上地区市民館	91	1,250	926	6
34	御油	新丁区集会所	76	1,171	5,078	8
35	御油北	御油第二保育園	125	696	2,418	7
36	東上	東上保育園	109	2,217	1,369	8
37	一宮南	一宮南部小学校屋内運動場	612	2,152	2,263	8
38	上長山	上長山コミュニティセンター	100	1,372	1,600	9
39	一宮	農業者トレーニングセンター	1,021	819	2,619	7
40	一宮西	大ブロ会館	144	759	2,022	7
41	大木	大木保育園	160	2,924	2,374	7
42	西原	一宮西部老人憩の家	69	2,338	1,151	9
43	赤坂	音羽生涯学習会館	73	1,384	2,294	8
44	長沢	長沢地区市民館	103	1,513	2,085	9
45	萩	萩地区市民館	63	2,148	1,274	9
46	赤坂台	赤坂台保育園	109	502	1,550	7
47	佐脇	構造改善センター下佐脇会館	50	1,750	2,381	7
48	御馬	御津南部小学校多目的教室	101	1,903	2,020	7
49	西方	御津生涯学習会館	204	1,342	2,596	7
50	赤根	あかね児童館	62	766	1,121	7
51	広石	御津北部小学校屋内運動場	114	4,125	2,975	9
52	小坂井	小坂井集会所	115	1,124	2,123	7
53	篠束	篠束集会所	88	514	1,513	7
54	宿	宿集会所	69	1,328	1,368	7
55	伊奈東	小坂井文化センター	156	1,162	2,879	7
56	前山	前山集会所	98	755	1,792	7
57	西小坂井	西小坂井集会所	58	1,015	2,368	7
58	美園	美園集会所	157	1,229	3,456	7
59	伊奈	伊奈集会所	125	1,154	2,395	7
合　　計					149,457	432

10

見直し後【４５投票区】

番号	投票区	施設名	面積（㎡）	投票区内の最長距離（m）	H28.12月定時登録選挙人名簿登録者数（人）	ポスター掲示場設置数（箇所）
24	諏訪	勤労福祉会館	158	406	1,628	7
25	中部・中部東	中部小学校屋内運動場	848	1,196	5,336	8
26	中部南	光輝町内会集会所	99	929	4,719	7
27	御油	御油小学校屋内運動場	848	1,436	5,078	8
28	御油北	御油第二保育園	125	696	2,418	7
29	東上	東上保育園	109	2,217	1,369	8
30	一宮南	一宮南部小学校屋内運動場	612	2,152	2,263	8
31	上長山	上長山コミュニティセンター	100	1,372	1,600	9
32	一宮	農業者トレーニングセンター	1,021	819	2,619	7
33	一宮西	大ブロ会館	144	759	2,022	7
34	大木・西原	大木保育園	160	3,193	3,525	9
35	赤坂・赤坂台	音羽生涯学習会館	155	1,926	3,844	8
36	長沢	長沢地区市民館	103	1,513	2,085	9
37	萩	萩小学校屋内運動場	985	2,127	1,274	9
38	御馬・佐脇	御津南部小学校多目的教室	101	2,087	4,401	8
39	西方・赤根	御津生涯学習会館	204	1,818	3,717	7
40	広石	御津北部小学校屋内運動場	114	4,125	2,975	9
41	小坂井・篠束・宿	小坂井生涯学習会館	226	1,547	5,004	8
42	伊奈東	小坂井文化センター	156	1,162	2,879	7
43	前山・西小坂井	小坂井西小学校屋内運動場	836	1,100	4,160	7
44	美園	美園集会所	157	1,229	3,456	7
45	伊奈	伊奈集会所	125	1,154	2,395	7
合　　計					149,457	339

４　期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しへの対応

(1)　平成２８年度

ア　期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直し方針案の策定

選挙管理委員会において、期日前投票所及び投票区・投票所に関する現状と課題を整理し、課題解消のための検討を行い、期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直し方針案を策定します。

イ　豊川市議会への説明

平成２９年１月に総務委員会所管事務調査により行います。

(2)　平成２９年度

ア　投票区・投票所の見直しの対象となる地区への説明

平成２９年４月から７月までの期間で行います。

イ　新たに投票所となる施設管理者への説明

平成２９年４月から５月までの期間で行います。

ウ　パブリックコメント手続の実施

平成２９年８月に「期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しについて」（案）を公表し、有権者等から意見及び情報を求めます。

エ　豊川市議会への説明

パブリックコメント手続等による意見及び情報を考慮して、「期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しについて」（案）の策定の意思決定を行い、総務委員会所管事務調査により行います。

オ　期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直し方針の決定

アからエまでを踏まえて、「期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しについて」を策定します。

カ　豊川市公職選挙管理規程の一部改正

豊川市の投票区が規定されている豊川市公職選挙管理規程の一部改正を行い、投票区の見直しを正式に決定します。

キ　ホームページによる公表

期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しについて公表し、有権者へ周知します。

(3) 平成３０年度

ア　期日前投票所の施設等整備

新たに設置する期日前投票所に係る準備として、期日前投票システムの導入及び期日前投票所間を結ぶネットワークの整備を行います。

イ　当日選挙システムの改修

投票区・投票所の見直しにより、現在の当日選挙システムの改修が必要となるため、見直し後の投票区に応じて当日選挙システムを改修します。

ウ　有権者への周知

広報紙、ホームページ、投票所入場券により、平成３１年２月執行予定の愛知県知事選挙から、期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しについて周知します。

期日前投票所の増設及び
投票区・投票所の見直しについて

平成２９年〇月

発　　行：豊川市選挙管理委員会（豊川市役所行政課内）
〒442-8601　愛知県豊川市諏訪１丁目１番地
ＴＥＬ：0533-89-2123
ＦＡＸ：0533-89-2125
E-mail：gyosei@city.toyokawa.lg.jp